

国民健康保険からのお知らせ

●問合せ先

国保年金課国保係(⑧番窓口)(内線424・425)

1. 国民健康保険への加入・脱退には本人・家族による窓口での手続きが必要です！

以下の項目に該当する場合は、「手続きに必要なもの」をご確認のうえ、お早めに市役所の窓口にお越しください(手続きは自動的に行われません)。

こんなとき		手続きに必要なもの
小郡市の 国保に加入 するとき	市外から転入してきたとき、子どもが生まれたとき	印鑑
	職場の健康保険をやめたとき	印鑑、健康保険等資格喪失証明書、医療証
	生活保護を受けなくなったとき	印鑑、保護廃止決定通知書
小郡市の 国保を やめるとき	市外へ転出するとき、加入者が死亡したとき	印鑑、国民健康保険証、医療証
	職場の健康保険に加入したとき	印鑑、国民健康保険証、職場の健康保険証、医療証
	生活保護を受けるようになったとき	印鑑、国民健康保険証、医療証、保護開始決定通知書
市内で転居したとき、世帯主や氏名が変わったとき		印鑑、国民健康保険証、医療証
修学のために市外へ転出する場合 ※年度をまたいで修学のための市外転出を継続する場合		印鑑、国民健康保険証、在学証明書(または学生証) ※年度ごと4月末までに届出が必要です。

手続きによっては、免許証などで窓口に来た方の本人確認をさせていただく場合があります。ご了承ください。

2. 70～74歳の方の医療費負担割合が従来どおりに据え置かれます！

70歳以上の高齢者を対象に、これまで平成25年3月31日までとして実施してきた医療費の一部負担金(医療機関の窓口で支払うお金)の割合を1割とする措置が、平成26年3月31日まで延長されます。

	本来の一部負担金割合	25年3月31日まで	26年3月31日まで
一般、低所得者Ⅰ・Ⅱ	2割	1割	1割
現役並み所得者	3割	3割	3割

変更なし

負担割合を1割に改めた25年4月1日からの高齢受給者証は、**国民健康保険被保険者証とあわせて3月下旬に書留郵便で郵送します。**

※今回、高齢受給者証をお送りするのは、今お持ちの高齢受給者証の負担割合が「2割(平成25年3月31日までは1割)」となっている方です。「3割」の高齢受給者証には変更はありませんので、引き続きお手元の受給者証をご利用ください。

(現在お持ちの高齢受給者証の記載)

一部負担金の割合 2割(平成25年3月31日までは1割)

(新しい高齢受給者証の記載)

一部負担金の割合 2割(平成25年7月31日までは1割)

※新しい高齢受給者証の有効期限は平成25年7月31日までです。

平成25年度保険料について

平成25年度保険料(1か月)

15,040円

(4月～26年3月)

日本年金機構から送付される納付書で納付してください。納付期限は翌月末日です。
なお、納付書での前納は、納付書に綴られている一年分前納の納付書で4月30日までに納付すると、年間3,200円の割引になります。

保険料の納付は口座振替が便利・安心です

申込用紙は、金融機関窓口・年金事務所にあります。①年金手帳または納付書 ②通帳 ③通帳届出印を持参すると、その場で手続きができます。(用紙は、国保年金課にも備え付けています)

口座振替でお得な制度

ご希望の人は、早めに申込みください。

口座振替前納

保険料を口座振替にして25年度分の保険料を一括前納すると年間3,780円の割引になります。

口座振替「早割」制度

(当月保険料を当月末引き落とし)

口座振替を早割にすると、月々50円の割引になります。

国民年金からのお知らせ

●問合せ先 国保年金課医療・年金係(内線427)

小郡市環境衛生組合連合会からのお知らせ

● 問合せ先 小郡市環境衛生組合連合会事務局（生活環境課内）内線153

ごみ袋をもっとスリムに！

みなさんから出された「ごみ」を調べた結果、次のようになっています。

燃えるごみとして出されたごみの約17%がリサイクルできる古紙類、不燃物として出されたごみの約5%がアルミ・スチール缶でした。

小郡市環境衛生組合連合会では、その数値をもとに、指定ごみ袋に混在している資源物について、

- ① 燃えるごみ袋に入っている資源物を
17% ↓ 10%
- ② 不燃物専用袋に入っている資源物を
5% ↓ 3%

にそれぞれ削減することを目指し、今後取り組みます。資源物は、指定日に出せば無料で処分することができ、有料のごみ袋に入れて出すことはとてももったいないことです。

みなさん一人ひとりがごみ袋に資源物を入れないように取り組むことで、環境保全や地球温暖化防止、ごみ減量・リサイクル推進に貢献することにもつながります。

さあ、今から実践しましょう！



おりひめティッシュ・ たなばたロールを ご活用ください



小郡市環境衛生組合連合会では、みなさんが出した古紙の一部を使って、たなばたロールとおりひめティッシュを製造販売しています。

連合会では、古紙の分別・排出だけでなくリサイクルされた商品を利用するまでが1つのリサイクルと考えて、この古紙再生品事業を行っています。

次世代まで豊かに生活できる環境を維持するため、循環型社会の形成と限りある資源の有効利用に、みんなで取り組んでいきましょう！！

▼ おりひめティッシュ
(417円/包)



▼ たなばたロール6ロール
(498円/包)



この商品は市内のスーパー等で販売しています。

取扱店については、ごみ収集カレンダーの17ページをご覧ください。



学生のみなさん

国民年金保険料納付が困難なときは「学生納付特例」の申請を！

20歳になったら学生でも国民年金に加入し保険料納付が義務付けられます。

「学生納付特例制度」は、在学期間中の保険料納付を猶予し、社会人になってから払うことができる制度です。この特例制度を受けていれば、万が一のときも障害年金が支給されるので安心です。

申請は毎年度必要！！

平成24年度中に学生納付特例制度を受けていた人も、年度が変わると、再度申請が必要になります。

手続きはカンタン

国保年金課医療・年金係で「学生納付特例申請書」に必要事項を記入して提出してください。申請書は医療・年金係(6番窓口)にあります。

手続きに必要な物

- ① 学生証(コピー可)または在学証明書
 - ② 認印(本人が署名する場合は不要)
 - ③ 年金手帳
- ※家族でも本人に代わって手続きができます

対象となる学生の範囲

- 大学○短大○大学院○専門学校
- 専修学校○各種学校○予備校
- ※ 夜間、定時制、通信課程を含む
- ※ 学校法人の認可を受けていない各種学校、予備校および海外の学校は対象になりません。